

無人航空機操縦士（初学者）コース カリキュラム(案)

9/2 (月)			9/3 (火)			9/4 (水)			9/5 (木)		
時	分	実施内容	時	分	実施内容	時	分	実施内容	時	分	実施内容
9時	00-10	オリエンテーション	9時	00-10	運航管理Ⅰ	9時	00-10	実技基礎Ⅱ	9時	00-10	飛行計画、リスク評価、環境確認、報告等
	10-20										
	20-30	無人航空機操縦者の心得等		10-20							
	30-40			20-30							
	40-50			30-40							
	50-60			40-50							
10時	00-10	休憩(10分)	10時	00-10	休憩(10分)	10時	00-10	休憩(10分)	10時	00-10	休憩(10分)
	10-20	航空法Ⅰ		10-20	運航管理Ⅱ		10-20	実技基礎Ⅲ		10-20	様々な運行形態への対応
	20-30										
	30-40										
	40-50										
	50-60										
11時	00-10	休憩(10分)	11時	00-10	休憩(10分)	11時	00-10	自動運航	11時	00-10	休憩(10分)
	10-20										
	20-30	航空法Ⅱ		20-30	運航管理Ⅲ		20-30			実技応用Ⅳ	
	30-40										
	40-50										
	50-60										
12時	00-10	お昼休憩	12時	00-10	お昼休憩	12時	00-10	お昼休憩	12時	00-10	お昼休憩
	10-20										
	20-30										
	30-40										
	40-50										
	50-60										
13時	00-10	無人航空機のシステムⅠ	13時	00-10	座学復習	13時	00-10	実技応用Ⅰ	13時	00-10	目視内飛行の限定変更
	10-20										
	20-30										
	30-40										
	40-50										
	50-60										
14時	00-10	休憩(10分)	14時	00-10	休憩(10分)	14時	00-10	実技応用Ⅱ	14時	00-10	休憩(10分)
	10-20										
	20-30	無人航空機のシステムⅡ		20-30	座学テスト		20-30			実技応用Ⅲ	
	30-40										
	40-50										
	50-60										
15時	00-10	休憩(10分)	15時	00-10	休憩(10分)	15時	00-10	実技応用Ⅲ	15時	00-10	休憩(10分)
	10-20										
	20-30	無人航空機のシステムⅢ		20-30	実技基礎Ⅰ		20-30			修了検定	
	30-40										
	40-50										
	50-60										

6時間40分

7時間

6時間40分

(検定は最大1時間計算)

7時間
6時間40分

総計 27時間

記入例

令和 年 月 日

宮崎労働局長 殿

訓練実施に関する申立書

人材開発支援助成金の訓練に関する ドローン訓練について、国家試験の受験日が変更になる可能性が高い為、計画提出時に日程等を確定することが困難であるため、訓練終了後、速やかに変更届けを提出することを申し立てます。

事業主

事業展開等リスクリング支援コース（ドローン編）まとめ

◎この助成金は令和8年度までの期間限定。 事業主様、訓練機関様、労働局、3者にとって Win Win Win の関係。みんな促進したいという認識。臆せず、誠実に ジャンジャン使って頂きたい。

1) 人開金の基本 ⇒ (パンフレット3ページの □ 項目等)

- ① 助成金を受給しようとする者は雇用保険の適用事業所の事業主であること
- ② 訓練受講対象者は、雇用保険の被保険者であること
- ③ 職業能力開発推進者を選任。事業内職業能力開発計画を策定。労働者に周知していること
- ④ 訓練は業務命令で、所定労働時間に行われるものであること
- ⑤ 訓練開始日の1か月前までに計画届を労働局（宮崎県は助成金センター）に提出すること
- ⑥ 事業主は訓練期間中も対象労働者に適正に賃金を支払うこと
- ⑦ 事業主は支給申請日までに訓練経費を全額負担すること
- ⑧ 対象労働者の職務に直接関連する訓練であること
- ⑨ 訓練時間数が10時間以上のOFF-JT訓練であること
- ⑩ 事業展開もしくは DX、GX等に伴う訓練であること
- ⑪ 助成額は
経費助成が75%（1人30万円上限）、賃金助成は@960円×訓練時間（中小企業様）
- ⑫ 訓練の場所と時間が明記されたカリキュラムを計画時事前に提出。
変更がある場合は変更前に変更届必要

2) 特にドローンに関連すること

○民間資格も国家資格も助成の対象。違いは国家資格は海事協会で行う学科試験の受験料も助成対象となること。その学科試験についての注意ポイント

- ①日程の確定と申立書
- ②受験料の個人払いの可能性と事業主が全額支払うための対応
- ③不合格の場合、受験料は1回限り助成対象
- ④支給申請日は受験日の翌日から2か月以内の申請期限
- ⑤受講人数と別々の計画届提出

○eラーニングと通学の組合せ訓練はeラーニング、通学それぞれの要件を満たす必要有

- ①訓練開始日
- ②計画時のLMSの記載と 支給申請時LMS書類
- ③受講場所。自宅の場合テレワーク勤務制度
- ④訓練時間は標準学習時間。 所定労働時間

○カリキュラムはとても重要

- ①国土交通省への提出のものではなく、実際に行うカリキュラムが必要
- ②お昼の休憩は対象外だが1回30分以下の休憩は1日60分までOK
- ③検定の時間は（複数人の訓練等での待ち時間を考慮）最大1時間で計算
- ④こっちかどっちかという計画は×。どちらかに決めて違った場合は事前の変更届
- ⑤天候によるカリキュラム変更は事後1週間以内の変更届でOK
- ⑥国家資格の学科試験日の変更は事前の申立書提出で支給申請迄の変更届でOK

1) 支給申請時のポイント

○何をチェックしているか（共通）

①計画に沿って訓練が行われたか

計画時提出のカリキュラムと OFF-JT実施状況報告書（様式第9-1号）
出勤簿、タイムカード等をチェック

②訓練経費は計画時にパンフレット等で示された金額となっているか

③経費は全額事業主が支払っているか

訓練機関からの請求書と銀行振込通知書等（領収書の場合会計帳簿要）

④訓練の実施は適切な方法であったか

訓練に使用した教材の目次等の写し

⑤訓練実施者の承諾書（支給申請承諾書 様式第12号）

○何をチェックしているか（国家試験受験）

①受験日（受験票等）

②金額（学科試験料、身体検査料、技能証明発行料 夫々の書類）

③会社が全額負担しているか（個人への振込通知、会計帳簿等）

④ちなみに合否は問わない

○何をチェックしているか（eラーニング併用訓練）

①訓練開始日

②実際のLMS書類（訓練の進捗管理をしたことがわかる画面コピー等）

③受講場所。自宅の場合テレワーク勤務制度

④訓練時間は標準学習時間。 所定労働時間内が対象

2) 訓練機関様向けまとめ

- ①訓練時間を分単位で計算するカリキュラム。実際行う内容で、最低限必要な情報は
 - ・日付
 - ・start時刻およびend時刻
 - ・お昼休憩の時間
 - ・具体的内容
 - ・検定時間
- ②“対象経費（入学料・受講料・教科書代等）は、あらかじめ受講案内等（一般に配布されているもの）で定められているものに限る” 規定があるため、パンフレットになるべく詳細に（各コースや補講等）記載頂くことをお勧め
- ③国家試験（海事協会で行う学科試験）は訓練ではないが1回限り助成金の対象経費となっているため、試験日の翌日から2ヶ月以内に支給申請をする必要があること、経費は全額事業主負担が必要であること、合格した試験日の請求がベターであること等理解頂きアドバイスされると良い
- ④eラーニング併用訓練の場合、訓練開始日のわかる書類、標準学習時間のわかる書類
所定労働時間での訓練実施状況（LMS情報）書類、が必要
- ⑤訓練計画（カリキュラム内容、場所等）の変更は事前の変更届が必要
例外的に、対象労働者の病気・けが、天災等のやむを得ない理由は事後7日以内
国家資格の学科試験日の変更は事前の申立書提出で支給申請迄の変更届でOK
- ⑥助成金の前提として、労働基準法を守っていること、労働者の待遇の維持向上の視点がある。 休日や時間外の訓練等は助成対象から外れる